

今後の投資見通し

1 投資計画について

(1)投資の方向性

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水を防除する重要な都市基盤施設であり、引き続き施設整備を進めるとともに、持続可能なサービスの提供を目指し、計画的な施設再構築(修繕・改築)を行う

◇計画的な再構築(流域下水道建設費用を除く)

- ・国土交通省基準の耐用年数で施設更新を実施すると、年あたり約31億円
整備費【昭和52～令和2年度※(1977～2020年度)】 ※令和2年度は予算
管渠:約1066億円 処理場・ポンプ場:約300億円
施設の平均耐用年数
管渠 : 50年(年あたり約21億円)
処理場・ポンプ場: 30年(年あたり約10億円)
 - ・国土交通省が示すストックマネジメント実施に関するガイドラインに基づき、点検・調査から修繕・改築までを計画的に実施
⇒下水道施設の不具合発生を未然防止などにより、
管渠 →年あたり約5億円
処理場・ポンプ場 →年あたり約7億円
- 計:年あたり約12億円 にコストを低減

1 投資計画について

(2) 概要

公共下水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」)の策定にあたり、現行整備計画の考え方を踏まえた新計画を策定

(新計画に向けての整理内容)

- ・経営戦略との計画期間の整合性を図る
- ・再構築について具体化する
- ・財政見通しは、経営戦略へ移行する

【現行計画】

宇治市公共下水道整備計画(後期計画)

○期間(6年間)

平成30～令和5年度(2018～2023年度)

○内容

整備計画(汚水)

整備計画(雨水)

財政見通し



【新計画】

(仮称)宇治市公共下水道整備・再構築計画

○期間(10年間)

令和3～12年度(2021～2030年度)

○内容

整備・再構築計画(汚水)

整備・再構築計画(雨水)

(財政見通しは経営戦略へ)

経営戦略期間
と整合

2 整備・再構築計画(汚水)の骨子

10年間で約95億円の見込

(1)管渠

①整備

◇宇治市公共下水道整備計画(後期計画)に基づく整備 約25億円

⇒整備困難地域を除いた地域:令和5年度(2023年度)完了見込
(後期計画における整備困難地域)

・私道など埋設調整が困難な地域

・土地の形状等で施工が困難な地域 など

◇今後の整備地域(後期計画で整備困難地域と位置づけた地域) 約20億円

⇒榎島地区の京滋バイパス以北の国道24号沿いについては、令和5年度(2023年度)
～令和12年度(2030年度)において順次整備予定

⇒他の地域についても、事業計画区域内においては、引き続き埋設調整や施工方法の
見直しなどを検討し、早期解消を図る

②再構築

◇計画的な修繕・改築 約50億円(年5億円程度)

・古い管渠から点検調査を実施し、管の損傷など不具合発生箇所を早期に改築修繕

・耐用年数を経過しているマンホール蓋などを計画的に更新

⇒国庫補助金を活用し、老朽化対策を推進

2 整備・再構築計画(汚水)の骨子

10年間で約70億円の見込

(2) 処理場

① 整備 約2億円

◇宇治市公共下水道整備計画(後期計画)に基づく整備

⇒処理池の増設(11・12池)・・・3年工事の1年分【令和3年度(2021年度)】

② 再構築 約68億円(年5～7億円)

◇計画的な修繕・改築

- ・古い施設から点検調査を実施し、不具合発生箇所を早期に改築修繕
- ・耐用年数を経過した機械電気設備の更新
- ・5～7池の高度処理化

⇒国庫補助金を活用し、老朽化対策を推進

3 整備・再構築計画(雨水)の骨子

雨水施設全般

①整備

◇宇治市公共下水道整備計画(後期計画)に基づく整備 約28億円

・地下貯留施設

⇒堀池、西大久保、西川原

◇令和6年度(2024年度)以降については

引き続き、貯留施設等を整備する方向で調整中

②再構築 約12億円(年1～2億円)

◇計画的な修繕・改築

・排水機場(井川・黄檗)の点検調査を実施し、不具合発生箇所を早期に改築修繕

・耐用年数を経過した機械電気設備等の更新

⇒国庫補助金を活用し、老朽化対策を推進

4 その他

○事業費(流域下水道建設費用除く)

これまでの累積額

昭和52～令和2年度※(1977～2020年度)

※令和2年度は予算値

約1366億円

平成5(1993)～13(2001)年度においては、年40億円超の多額投資 → 今後、ピーク時に発行した企業債償還が順次終了

新計画期間

令和3～令和12年度(2021～2030年度)の10年間

汚水:約165億円 雨水:調整中

令和13年度(2031年度)以降の予定費用(1年あたり)

汚水:約11億円 雨水:調整中

☆ 今後、経営戦略の収支計画を策定するにあたり、収支ギャップ(投資と財源の均衡が図れない)が生じた場合は、その方策について検討を行う。